

イスタンブル大学図書館所蔵  
東トルキスタン出土文書類

——とくにウイグル文書について——

山 田 信 夫

On the Manuscripts from East Turkestan Preserved in the  
Library of Istanbul University; Especially on Uighur  
Documents

Nobuo Yamada

It was through the article of the late Professor Reşid Rahmeti Arat, "Among the Uighur Documents. II." (Ural-Altäische Jahrbücher, vol.36, Fas.3—4, 1965, pp.263—272.) that such an information was supplied to me as the ancient manuscripts unearthed from East Turkestan were preserved in the library of Istanbul University. In September of 1966, I was fortunate enough to have an opportunity of visiting this university, when I could investigate the manuscripts in question under the kindness of the staff. The contents was not far different from what Prof. Arat had reported, but I will show a little more detailed list of it as follows:

- Nos. 1— 6 Uighur documents (Arat's (1))
- No. 7 Manichean text (Arat's (2))
- Nos. 8—14 Buddhist texts in Chinese (Arat's (5))
- Nos. 15, 16 Buddhist texts in Uighur (Arat's (3))
- Nos. 17, 18 Buddhist texts in Chinese (Block printing) (Arat's (5))

Nos. 19, 20 Brahmi script (Arat's (6))

No. 21 Buddhist texts in Chinese (Arat's (5))

Nos. 22, 23 (6 fragments). Buddhist texts in Uighur (Block printing)  
(Art's (4))

Nos. 24, 25 (1)(2), 26, 27 (1)(2)(3). Buddhist texts in Chinese (Arat's (5))

No. 28 Brahmi script. (Arat's (7))

The original of the sale document of a vineyard presented by Prof. Arat in his above article with its photograph was out of sight, but instead, I found a loan contract of wheat and an official document, which both remained undamaged as well as the sale document of the vineyard. The transcription, Japanese translation and the relating notes of these three documents being presented in the ensuing text, the English translation of the newly-discovered two documents will be given here.

(Loan Contract of wheat) "On the seventh, the sixth month, the year of dog, for me, for Qalimtu, being in need of wheat, I have received, from Irinchkül, two and a half *taghar* wheat. For this wheat, on the fifteenth of the seventh month, I will send, to Xuachu, some two able persons who are wives of sixteen and twenty years old. On this very day, if I do not send (them), I will pay the day wages together. Until paying, if I disappear, my younger brother, Chaqsiri, and the family, they shall pay it, together, exactly. Witness-Toyin. This mark is that of me, Qalimtu. This mark is that of me, Witness, Toyin. This mark is that of me, Witness, Esen Buqa. I, Qalimtu, have written by myself."

( Official document) "On the ninth, the last month, the year of dog. To Berki Beg; to Irinkü Atay. After the house (of) Altin...has given one *qap* wine in one sum, keep the fifth guard!"

The loan document of wheat is of the same form as such one of this kind, but it is characterized by the fact that the labour of two wives are appropriated to the payment of the debt. The official document is concerned with the instructions to keep guard (*käsik*). I can cite a document made public by Radloff—USp No. 80 (T II D 68)—as that of the same kind, but

since he misread in some places, I have shown my transcription of it in the text (p.26).

I should like to record here my thanks to the following persons of Istanbul University, Prof. Z.V. Togan and his assistant Dr. Ç. Gülçin of the Department of History, and further Mr. N. Kalkandelen of the University Library and a kind lady working under him, for their generous help and kindness in my investigating these historical materials there.

1

イスタンブル大学図書館にもウイグル文書が所蔵されていることを報告したのは、先年、1964年冬急逝した、当時イスタンブル大学教授だった Arat (Reşid Rahmeti) 氏だった。彼は 1936 年に「ウイグル文書にかこまれて」と題する論文を発表していたが<sup>1)</sup>、その続篇として、同名の “Among the Uighur Documents II” (Ural-Altäische Jahrbücher, Vol. 36, 3—4, 1965, pp. 263—272) を発表し<sup>2)</sup>、そのなかで、イスタンブル大学所蔵の中央アジア出土古文書・文献類のことを紹介したのである。

Arat 教授は上記論文で次のように述べていた。——イスタンブル大学図書館の、ユルドゥズ・サライから来た古文書類のなかに、一つの紙袋に入れられたものがあった。その表には「シナ語及びチャガタイ語の古文書類。要保存」と書かれていたが、外見や、各紙の、しわくちゃになったり土やほこりでの汚れぐあいを一見しただけで、曾てベルリン・アカデミーに保存されていたものに似ていると思った。そこで、ベルリンでしたと同じ流儀で、汚れをとりしわも伸ばした——と。Arat 氏は第 2 次大戦前、長年、ベルリンのアカデミーでドイツ探険隊の蒐集文書類、とくにウイグル文書の整理調査に当たっていたのである。

このような文書類が何故にイスタンブルにあるのか。Arat 氏もこの包みが、何時どのようにしてサライのものになったかはどうも判らないと言いながら、次のようなことだけは述べている。——トゥルファンでの考古学調査、そしてその発見遺物が学界にまきおこした反響からして、これらのものは、トルキスタンに行った誰かがイスタンブルへ持って来た、そしてサライへ入った、ということは考えられる。オスマン皇帝が(ドイツの)フォン・ルコックにトゥルファン調査を通じてトルコ文化研究に寄与したとして、感謝の意を表し、勲章を贈ったと聞いたこともある。精神的な意味並びにトルコ学

という点で、わが国では関心が持たれていることであるから、私のよく知らないこの件のことは、誰か事情を知っている人を探るか、公文書館の記録を調べるかすればよいだろう。しかし、どうも、この包みとフォン・ルロックとの間には関係がない。とは言っても、この二つの件（包みがサライに入ったことと、ルロックのこと——N. Y.）は、だいたい同じ頃おこったということは、歴史的にみて可能性がある——と。

いずれにしろ、Arat 教授によればその紙袋のなかに入っていた古文書類は次のようなものだった。

1. 文書類。ウイグル文のもの7点。そのうち3点は完全なもの。4点は断片。
2. マニ教経典。ウイグル字で、マニ教経典特有の黒・赤の句読点のある1頁の断片。紙背には別筆のウイグル文が書かれている。
3. ウイグル仏典の破損のひどい断片。
4. ウイグル版本の断片。
5. 漢字卷子本断片。相当大きなもの14点がふくまれている。それらの裏面は、8点はウイグル仏典、3点は何も書いてないが、そのうち1点はアラブ字で商業上の覚書き風のものを書いてある。残りのうち1点は漢字、1点はブラフミ文字が書かれている。
6. ブラフミ文字のもの。片面だけにいずれも4行の文のあるもの10葉で、もと綴じられていたもの。
7. ブラフミ文字で両面に書いてあるもの1点。断片。

## 2

Arat 論文で上記のようなことを知った私は、かねてから、トルコにもトルキスタン出土史料がありはしないかと心がけていたさいでもあり、機会があったら、直接イスタンブル文書を調べたいと思った。その機会は思いがけなくも早く来た。1966年の9月、南イタリアのラヴェロで、PIAC(Permanent International Altaistic Conference)の第9回年会が開かれたが、珍らしくも日本の文部省が旅費全額を出してくれることになり、私が出席した。その帰途イスタンブルに寄ったのである。

旧知のイスタンブル大学の Togan (Zeki Velidi) 教授にこの資料の調査のことを依頼すると、同氏の主宰するイスラム研究所での講演を条件に承諾してくれた。しかし、イスタンブルに行ってみると、同教授をはじめとして、文学部内の関係者も、一向この種文書のことは知らない。たまたま故 Arat 教授に一番近い Ergin (Muharrem) 助教授が不在だったせいもあるが、とにかく彼らの言うには、この種の文書類のことは、

Arat だけが知っていたことだというわけである。

そのようなことではあったが、当時イスタンブル大学に留学中だった、慶応大学の永田雄三氏が奔走してくれ、結局、大学図書館長の Kalkandelen (Nureddin) 氏の手もとに保管されていることが判明し、許可も何もなく、進んで調査させてくれた。

問題の文書類は、もう紙袋には入っていないで、アルバム風のものに一枚ずつ——小断片は数点一緒に——はさんで保存してあった。ただし、図書館としては未整理未登録で、そのときは館長室の事務機の曳出しの中にあった。Kalkandelen 氏と面談しながら一とお見せして貰ったが、すぐ気付いたことは、Arat 氏が、のちに述べるように解説を発表している土地売買文書がないことだった。Kalkandelen 氏に質問しても、彼は何も知らず、ここでもやはり、それは Arat でなければわからぬということだった。

Kalkandelen 氏と面談の席には、館員で文書類担当の某夫人が立ち会っていたが、これらの、いわばボロボロになっている古文書類の価値は全然知らなかったのので、これから図書館として登録するについて、title や年代など、どのように書けば良いかと相談も受けた。個々についてはともかく、全体としてはということであるべく教えておいたが、メモもしておかなかったし、今ははっきり覚えていない。とにかく、東トルキスタン出土品、多分 Turfan, 7~8 世紀から15世紀ぐらい、契約文書、仏教・マ=教経典ぐらいのことを書いておいたと思う。現在ではもう登録されているだろうし、今後調査される方があれば、そのあたりの title で検索されれば良いはずである。

調査のいきさつについて、私事めいたことまで述べたのも、実は、あるべきものが見当らなかったこと、到るところで聞いた、Arat だけが知っていたということ、それらのことを思い合わせると、以下に述べるような、私がなんとか調べたもの以外、まだどこかで発見される可能性があるということを、このさい注意しておきたいからである。とくに故 Arat 教授の遺品が整理されるような機会には、同氏は写真も多量に集めていたとのことだから、それらが公開されることをわれわれは期待したいと思う。

3

私が調査した、イスタンブル大学図書館所蔵の東トルキスタン出土文書類は以下のものである。大きさはタテ×ヨコ cm で示す。現存と記したのは破片で、タテ・ヨコそれぞれ最大の長を示している。

No. 1 ウイグル文書。18.5×29, 18行, 契約文。

No. 2 // // 現存 8×27, 21行, 契約文。

イスタンブル大学図書館所蔵東トルキスタン出土文書類

- No. 3 ウイグル文書。現存 23×5.5, 文末の5行。
- No. 4 // // 18×14, 5行, 公文書。
- No. 5 // // 現存 16×22, 15行。
- No. 6 // // // 9×19, 14行。
- No. 7 ウイグル字マニ教経典。現存 18×9, 14行, 裏面11行。
- No. 8 漢仏典卷子本。現存 25×50。裏面漢字混りウイグル仏典。
- No. 9 // // // 25×55。裏面ウイグル文。No.8 と似ているが紙は異なる。
- No.10 // // // 26.5×24, 11行。裏面ウイグル文, 23行。
- No.11 // // // 20×19, 11行。裏面ウイグル仏典, 13行。
- No.12 // // // 13×25, 14行。裏面漢字混りウイグル仏典, 24行, 「即地」「如是法」「十八界」などの文字見ゆ。
- No.13 // // // 11×23, 10行。裏面ウイグル文, 15行。
- No.14 // // // 15×15, 8行。裏面ウイグル文, 16行。
- No.15 ウイグル仏典。現存 10×15, 12行。
- No.16 // // 卷子本。現存 9×13, 表8行, 裏面11行。
- No.17 漢仏典卷子本(版本)。現存 8×21, 10行。各行頭 2~3 語のみ。裏面ブラフミ文字混りウイグル文。
- No.18 // // 現存 15×55, 30余行。裏面漢字混りウイグル仏典, 「千手煩惱」「天上天下」「解脱衆生」などの文字見ゆ。
- No.19 ブラフミ文献。現存 20×11, 綴本, 各4行の3頁分。
- No.20 // // // 10×15, 3行。
- No.21 漢仏典卷子本。現存 26×58, 33行。裏面アラブ文字文, 9行。
- No.22 ウイグル仏典(版本)。(寸法失記, 但し大型)
- No.23 // // No.22 と同じものの破片5点。
- No.24 漢仏典(版本)。破片16点
- No.25(1) 漢仏典卷子本。現存 16×26, 15行。文末, 「増壹阿鎰經四意断品第……」  
「大唐大曆十三年歳次……」の文字あり。
- // (2) 漢仏典。タテ・ヨコ 15 cm 前後の断片6点。
- No.26 漢仏典卷子本。現存 24×90, 別筆のもの2種を貼合。

No. 27(1) 漢仏典卷子本。断片 3 点。現存 27.5×20, 20行; 27.5×37, 21行; 27.5×53, 19行。「金光明経卷第二」の文字あり。

// (2) // // 断片 5 点。「仏説寔勝燈王如来陀羅尼句……」の文字あり。

// (3) 漢仏典。小断片 20 余点。

No. 28 ブラフミ文献。No. 19 と同じもの 10 数頁分。

以上が私の調べたものの全部であるが、Nos. は、はじめに述べたアルバム風のものに整理されている順序。貼りつけてはいない。同一番号で数点あるのは、それらは一括して同一箇処にはさんであったからである。

これを Arat 氏の報告したところと比較してみると次のようになる。

Arat 氏の 1) 7 点のウイグル文書は、私の Nos. 1~6 に相当する。1 点不足だが、このことはあとで述べる。

Arat 氏の 2) マニ教経典は私の No. 7 に相当する。

Arat 氏の 3) 非常に破損しているウイグル仏典、4) ウイグル文版本の断片は、いずれも 1 点ずつかのように書かれているが、私の調べたところでは、Nos. 15, 16, 22, 23 とウイグル文のものがあり、Nos. 22, 23 は同一版本の断片計 6 点で、たしかにもと大型のものだったらしい。Arat 氏の 4) は、これらのことにちがいないと思う。従って、Arat 氏の 3) は私の Nos. 15, 16 の 2 点のことだろう。

Arat 氏の 5) 漢文卷子本 14 点は、私の Nos. 8~14, 17, 18, 21, 24~27 に相当しよう。ただ、私の No. 27 は、比較的大きいもの 8 点以外に小断片 20 余点と数えているが、Arat 氏の調査したときには、これらの小断片は未だそれほど細片化していなかったのかも知れない。

Arat 氏の 6) ブラフミ文書は、私の Nos. 19, 28 に、7) のブラフミ文書は私の No. 20 に当たる。

以上の調査は、実は、正味 1 時間 45 分間で行なったもので、私の当面必要としていたウイグル文書類以外は、文字を読むなどの時間はなかった。しかし、判明したことは、それが、Arat 氏の報告したところと大体は一致しており、現在のところ、イスタンブル大学所蔵の東トルキスタン(多分 Turfan 地区)出土文書類の全部と考えられると思う。それにしても、上記のリストは調査当時のノートによったもので、まだきわめて不十分である。実は昨年、依頼した写真も届けられたので、もう一度検討を加えたいとは思っている。とくに、ウイグル文書以外の漢仏典類やブラフミ文書については、またどなたか関心のある方が調査されることを期待したい。

ところで、私の関心を持っていたウイグル文書について、Arat 氏は7点といい、私は6点しか見ることができなかったわけであるが、前にも一寸ふれたとおり、残る1点は、Arat 氏が一番大きく一番保存状態も良いものとして、写真と共に解説研究を上記論文中に発表したものだった。あるいは写真撮影のために持ち出したままになったかと思われ、そう思うと、この文書写真と一緒に写真が発表されている、紙包みのなかにあった木片や覚書きも、現在は図書館にはない。

4

思いがけぬ収穫だったことは、Arat 氏既発表分以外になお2点、断片でない完全なものがあったことである。以下に示すように、その一つは借用証文、いま一つは公文書である。残りの4点はみな破損の多い断片であり、いずれも何かの証文の類であることはたしかであっても、その内容はわからない。ここでは、Arat 氏既発表のものを写真によってもう一度読みなおしたものを、それと新発見の2点、この3点を紹介しておく。ただ、Arat 氏の発表したものは、他に同種のものも多くあって既によく研究されている土地売買文書、従って判読は容易だが、残る2点は相当難解であることは事実である。Arat 氏にしてすぐ解読できなかったから発表しなかったかと邪推もしたくなるほどで、以下の私の読み方も、なお最終的なものというだけの自信はない。私自身も将来に期したいが、写真を付載しておくから同学の士の御協力をお願いしたい。

(1) Arat 氏既発表文書。土地売買文書 (Sale contract of land)。タテ 28×ヨコ 47 cm. 上質黄褐色紙, 27行。

- 1) toʒuz yil bişinç ay on altı-qa maña târbiş  
豚 年 五 月 十 六(日)。われに テルビシュ
- 2) -kâ yuʒlay-liy čao yastuq kârgäk bolup  
に 用うべき 鈔 錠 必要 となり,
- 3) ađam-niŋ maña ülüş-tâ tâggän taysaŋ-tađı  
わが父の(もので) わが持分と なりたる, タイサン に在る
- 4) on altı är kömâr borluq-ta maña tâgâr čirquş  
十 六 人耕作(相当の)果樹園で, わがものである チルクシュ
- 5) -tîn alıp öʒdün siŋar-in alıp yarım borluqum-ni  
よりして 前 方 で, 半ばの(わが)果樹園を,
- 6) udçi buq-a äsän ikägü-tin yüz yastuq čao alıp  
ウッチ ブカ, エセン 兩名より 百 錠 鈔 受けとり



- 7) toʻuru tomlidu satdīm bu kün-tin minčä miʻ  
 正 当 に 売 り たり (われ)。この 日 より 以 降, 千
- 8) yil tümän kün-kä-tägi udči buq-a äsän ikägü  
 年 万 日 に 到 る まで, ウッチ ブカ, エセン 両 者
- 9) ärklig bolz-un taplaz-a öz-lär-i ätläp yišün  
 力 ある も の と な れ。好 ま ば 自 ら 使 い 用 う べ し。
- 10) taplamaz-a adin kiši-kä ödkürü satz-un bu bitig  
 好 ま ざ れ ば 他 人 に ゆ ず り 売 る べ し。この 書 き づ け
- 11) -ni qilmış kün üz-ä bu borluq sađıŋ-i čao-ni  
 を つ くり し 日 に, この 果 樹 園 の 代 価, 鈔 を
- 12) tükäl sanap altim biz udči buq-a äsän ikägü  
 す べ て 数 え 受 領 せ り (われ)。われ ら, ウッチ ブカ, エセン 両 者
- 13) tükäl sanap birtimiz bu borluq yolınta män tärbis  
 す べ て 数 え 授 与 せ り (われ ら)。この 果 樹 園 に 関 して, われ テルビシュ
- 14) -niŋ aqam inim yigänim taŋayım kim kim m-ä bolup  
 の 兄, 弟, 甥, 伯 父, 誰 某 に て ある と も,
- 15) čam čarım qılmaz-un-lar apam birök ärklig bäg  
 紛 争 な す べ か ら ず (彼 ら)。な お さ ら に, 力 ある 官 人
- 16) işi yat yalawač küčün tuđup čam čarım  
 輩, 外 使 臣 の 力 を と り て 紛 争
- 17) qilsar-lar  
 な さ ば (彼 ら),
- 18) uluŋ sūü-kä bir altun yasduq içkäri aŋılıŋ  
 大 軍 に 一 金 錠, 内 庫
- 19) -qa bir kümüş yastuq bāgāt-lär-kä birär  
 に 一 銀 錠, 官 人 た ち に 各 々
- 20) ädär-kä yarašu at qışrut birip söz  
 鞍 に 適 え る 馬, 罰 (と して) 贈 り, 文 句
- 21) -lär-i yorımaz-un  
 (彼 ら の) 通 用 す べ か ら ず。
- 22) bu nišan män tärbis-niŋol  
 この ニ シ ャ ン わ れ テルビシュ の そ れ。
- 23) bu nišan män tanuq ilči buq-a-niŋ-ol  
 この ニ シ ャ ン わ れ 証 人 イルチ ブカ の そ れ。
- 24) bu nišan män tanuq ur qay-a-niŋ-ol  
 この ニ シ ャ ン わ れ 証 人 ウル カヤ の そ れ。

- 25) bu nišan mǎn tanuq udčī-niŋ-ol  
この ニシャン われ 証人 ウッチのそれ。
- 26) bu nišan mǎn tanuq uđmuš-nuŋ-ol  
この ニシャン われ 証人 ウトゥムジュのそれ。
- 27) man tǎrbiš özüm bitidim  
われ テルビシュ 自ら 書きたり(われ)。

この text の転写法は Arat 氏のととは異なっているが、読み方としてはほとんど差異はない。ただ、16) yalawač「使臣、使節」の語を、Arat 氏は苦勞して y(a)rl(i)riñča と読み “with the words” の訳を与えている。これくらいの相違があるだけである。

前にも一寸ふれたように、この種の土地売買文書は既に多数知られており、それらを通じて売買証文としての定型的書式は確認されている<sup>3)</sup>。この文書も完全にそのような書式に則したものであるが、ただ土地売買証文としては、当該土地の四至を示すのが通例であるのに、この文書のばあい、その文言を欠いている。その代り、タイサンに在る 16人労働分の広さの土地、そのなかで、チルクシュより前(東)方の部分、全体の半分を、と言っていて、これだけ記せば、当事者の間では疑問はおこらなかったのだろう。なお、土地の広さを示すのに、何人労働分という示し方はほかにも例がある。

代価は 100 yastuq, この yastuq 及び並んであらわれる čao という語について、Arat 氏は知識がなく、ただ Radloff たちの今までの説明ではよくわからないと言っている。しかし、われわれはもう、čao は漢語「鈔」を写したもので、yastuq は「枕」が原義だが、中国の「鏡」に相当することを知っている<sup>4)</sup>。

売主は Tǎrbiš という名の者だったが、買主は Utči buqa と Äsǎn との 2 名。買主両者の関係は、証文文面だけからは確認できないけれど、親子か兄弟である可能性が第一に考えられよう。とにかく共有権の存在を確認しておくべきである。

違約罰として、大軍・官庫・諸官人に罰金を納めるべきことを述べている。私は、このような違約罰のきめ方を公的罰とよび、その他の類型で当該物件を倍にして新所有者に給するというのと区別した<sup>5)</sup>。この公的罰が述べられていること、さらに、売主・証人の印記の条が、各人 1 行ずつ、いずれも行頭を下げた形で書かれている書き方、それらを合わせ考えると、この文書をモンゴル支配時代のものとみて良いと思う。

なお、印記の条に「このニシャンは……」と記されているながら、各行とも実さいには捺印・署名・花押がきなどが無い。このような例は、とくにニシャンの語を用いたばあい珍らしくはない。ニシャンの語を用いるときはだいたい略花押が書かれ、タムガの語

を用いるとき印章が用いられるのと対照的であるが、ほんらいのウイグル文化の伝統では、ニジャン～略花押は新しく採用されたもの。それが未だ十分定着していなかったと考えられる<sup>9)</sup>。

ところで、Arat 氏の指摘したことだが、この文書が、Radloff が Usp.<sup>7)</sup> に No. 55 として発表した家産分割文書（遺言状）と関係あるということは興味深い。Usp. No. 55 文書は、ロシアの第 1 回の東トルキスタン考古学調査隊の、Klementz を長とし、1898 年 Turfan 付近を調査したとき入手したものである。昨年（1967年 7 月）、私がレニングラドで、ロシア探検隊蒐集品を調査したときにも、現物はついに発見できず、写真だけは出て来た。しかし、この写真は Usp. に付載された写真 3 枚のうちにくまれている、はじめてのものではなかった。いずれにしろ、写真があるので、Radloff と Malov の読みも修正できる。

結局、Usp. No. 55 で、Radloff/Malov が Tepiš と読んだ人名は、イスタンブル文書と比較すれば、Terbiš/Terpiš と読むべきだし、Tarisang, Taritsang と読まれたのは Taysang と読むべきだという Arat 氏の説は支持すべきものである。なお、Taysang という地名は、ドイツ探検隊の入手した TM 225 文書（一種の負債証文）でも、その第 3 行に Qočo-taqī Taysang borluq 「高昌のタイサンの果樹園」と記されていて<sup>9)</sup>、Usp. No. 55 が、カラ・ホージョを最初に調査したロシア隊の蒐集品であることを思うと、この Taysang は高昌（カラ・ホージョ）近辺の地名であることは疑ない。ドイツ隊としてカラ・ホージョを調査した A. von Le Coq は、今世紀はじめ、彼らが訪問した頃、高昌故城の城外アスタナの部落に、まさに Taisang とよばれている廃址があったという<sup>9)</sup>。いずれにしろ高昌城外の地名ではあったろう。

(2) No. 1 文書。小麦借用文書（Loan contract of wheat）。タテ 18.5 × ヨコ 29 cm. 中程度の厚さ、黄褐色紙。18 行（図版 1）。

右はし、文末の方から巻紙を巻くように細く折りたたみ——右端で 2.3 cm 巾、左端、最後のところで 4.0 cm——、縦長になったものをさらに四つに折りたたむ——5.5 cm ~ 3.5 cm——、そのようにしてあったあとが明瞭に残っている。

0) it yil ücū...

1) it yil altinč ay yiti yaŋiq-a

犬年 六 月 七 新日、

2) maŋa q(a)limtu-qa buɣday kărgäk

われに、カリムトゥに、小麦 必要

- 3) bolup irinčkül-tin iki yarım  
となり, イリンチキュルより 二 半
- 4) tařar buřday altım bu buřday-qa  
タガル(の) 小麦 (借)領せり(われ)。この 小麦 に対し
- 5) on altı yařlıř yāğrmi yařlıř  
十 六 才の, 二十 才の
- 6) qatun kiři-ni iki bir y(a)r(a)đu  
婦 人 を, 二(人の)ある 有能な
- 7) kiři-ni yitinč ay-niř on  
者 を, 七 月の 十
- 8) biř-tä řuaču-qa tągürüp birür  
五(日)に 火州 に 連れ やらん。
- 9) ol kim kün-tä birmäsär män  
それ なん 日に やらざれば (われ),
- 10) kün täri bilä birür män  
日 賃 合わせ 与えん われ。
- 11) birginč-ä bar yoq bolsar män  
与えずして 居なく なれば(われ),
- 12) inim čaqsirī äw-täki-lär bilä  
わが弟 チャクシリ 家族たち 共に
- 13) köni birřün-lär tanuq toyın  
まさに 支払うべし(彼ら)。証人 トイン
- 14) bu niřan män q(a)limđu-niřol  
この ニシャン われ カリムトゥのそれ。
- 15) bu niřan män tanuq toyın-niřol  
この ニシャン われ 証人 トインのそれ。
- 16) bu niřan män tanuq äsän buq-a-niřol  
この ニシャン われ 証人 エセン ブカのそれ。
- 17) män q(a)limtu ořüm biřtim  
われ カリムトゥ みずから 書きたり(われ)。

以上の読み方で主な語句, とくに読み方に問題がありそうなものについて記しておく。

4) 行目の tařar は, ほんらい「袋」の意味であるが, 後には転じて容量単位, とくに穀物のそれとして用いられていることは既に知られていた<sup>10)</sup>。しかし, この時期のこの種文書類で, はっきり単位らしく用いられているのは, 私には本文書が初見である。

6) 行目の qatun kiři。此の語は高昌館訳語で「婦人」とあり, qiz「女」と区別され

ている<sup>11)</sup>。kiši は「人」だが、qatun/qatīn だけでも既婚婦人を指す。この読み方で問題なのは、何よりも qatun の語末の -n 字が正しく書かれていなくて、-q/-r 字の可能性も強いことであろう。と同時に語頭の q- 字も s/š 字の可能性があり、いろいろの語が考えられるが、とくに satuy/satīy「商売」などがすぐ思いつく。但し、「商人」は今まで知られている限りでは satīyčī である。

同じ 6) 行目の iki bir yaradu kiši と読んだ箇所。bir は数の「一」である以外に不定的な意味もあるようなので、このように解したのだが、トルコ語の用法として、このような言いまわしがあるのかどうか私は知らない。bir でなければ baçar と読めるかもしれない。そこには基幹語として bača-「番をする、警戒する、注意する」が認められよう。

8) 行目 Zuaču-qa tǎgurüp bir-. tǎgurüp < tǎgür- “to bring” の読みは間違いはないが、その前の Zuaču はいろいろほかの読み方も考えられる。第 1 字は q/ɣ/š/s, 第 2 字は 0, 第 3 字は r/n, さらに ng, 第 4 字も č 以外の可能性もなくはない。とくに, sunču/sonču など、字面の上では、むしろ自然な読み方である。ただ sunču/sonču では適当な語義が発見できなかったので、このさい漢語「火州」を写したものと考えてみたが<sup>12)</sup>、そうだとすれば、債権者が城内にでも居たのであろうか。

10) 行目, kün tāri. tāri は基幹語 tār でほんらい「汗」の意味から、労働に対する報酬、さらに家畜などの賃借料も意味すること、私が曾て論じたところである<sup>13)</sup>。kün は「日」であるから合わせて「日当」の意味に解した。

このように、なお語義に問題のあるものが残っているが、現在のところ、私は、本文書の述べるところの大意を次のように解している。

債務者はカリムトゥ、債権者はイリンチ・キュル。証人は 2 名でトインとエセン・ブカ。証文は債務者カリムトゥ自身で書いたもの。そして、カリムトゥは犬年の 7 月 6 日付でイリンチ・キュルより小麦 2.5 タガル借り受け、その返済として、7 月 15 日に 16 才と 20 才の女 2 名を（何かの仕事させため？）火州にやる。その日にそうしなかったら、（相当する額の）労賃を代りに支払う。それも支払わないでカリムトゥが所在をくらますようなことがあれば、彼の弟のチャクシリが、代替債務者として、（家長として）家族と一緒にその弁済に当たる。

証文の書式としては、他の妻などの借用証文、いわゆる消費貸借文書に類していて、ただその債務の弁済方法が異例であると考えてよい。ふつうなら、借りた小麦を秋の収穫期に、多いばあいで 2 倍にして返却するというのが、今まで知られていることだった。

11) 行以下の保証文言や、証人を2名立てることなども、他の借用証文と同じである。

現在、文頭に書きかけの1行がある。0)として示しておいたものだが、これは *üčünč ay* 「三月」と書きかけたものだろう。正しくは1)行にあるとおり6月だったのだから。文末に印記の条があるにも拘らず、実際には捺印も花押も見られないこと、最初の文書と同じである。この文書のばあい、13)行に「証人はトイン」と書いているところは、この新しい書式——後に簡条書きで証人の印記を記す——のばあいなら、なくても良いはずのものである。それと、14)行のカリムトゥの印記文言が、行を変えず、あるいは行頭を下げずに書かれていることなど、伝統的な書き方と、新しい書き方との移行過程を示すものである。ここでは最初の土地売買文書のばあい以上に、書式の新型式が未定着だといってよかろう。

(3) No.4 文書。公文書 (Official document)。タテ15×ヨコ14 cm。白色やや薄手紙。

4) 行目と5) 行目とにかけ、上部に角印、中部に径3.5 cmの円印が、いずれも墨で捺されている(図版2)。

- 1) *it yıl č(a)qš(a)put ay toquz yaʃiqa*  
犬年 臘 月 九 新(日)に
- 2) *bärki bæg-kä irinkü atay-qa*  
ベルキ ベグ宛、イリンキュ アタイ宛。
- 3) *birägü bir qap bor-ni altin*  
合わせて 一 カブ ぶどう酒を、アルトゥン
- 4) ? ? *öw birip bišinč*  
? 戸 与えて、 第五
- 5) *käšik-kä tutz-un*  
番直に つけ!

3) 行目、*qap* が液体の容量単位であることは早くから知られていたが、それが間々中国の「合」に相応する *qaw* と混同されて誤解されていたことは、私が曾って論じた<sup>14)</sup>。「合」よりはるかに多い量で、*qap* の下には *tämpin* という単位があり、30 *tämpin* が1 *qap* なのである。

3) 行末の *altin* から4) 行の行頭の1語、汚損のため判読できぬ1語を経て *öw birip* まで、この一句にいささか疑問が残る。*öw* と読んだ語は *öy* でも良いが、いずれも同義で、古くは *äw* と書かれている「家」を意味する語である<sup>15)</sup>。*altin* には「下方」という意味があるが、いま固有名詞の一部と解した。5) 行目の *käšik* は、モン

ゴル時代に有名な、中国文献で、怯薛、元朝秘史で客失克と書かれている語。チンギスカン以降、元朝の軍制で禁衛軍を意味することは、よく知られているとおりであろう。但しここでは、そのような禁衛軍の意味ではなく、この語本来の「順番」の意味から「番直」「哨兵」あるいは「分隊」の意味に用いられているものと思う<sup>16)</sup>。

いずれにしろ、一種の公文書で、番直勤務の指令書。給付のことも指示してあると考えられる。これが公文書であることは、本文書に捺印されている2ヶの印が、その他の私印とは明らかに異なるのみならず、類似の公印様のものは、ウイグル文のものにも見えるが、とくに Ramstedt が研究して発表したモンゴル文指令書4通<sup>17)</sup>に見えるものと極似していることから疑ない。その他、ドイツ探險隊が Turfan 方面で入手したモンゴル文書類のほとんどに、同じような角印または円印を見ることが出来る<sup>18)</sup>。

この文書のばあい、印面がうすれてしまっていて判然としないが、Ramstedt の発表したものについては、それがチャガタイカン支配時代のものだ結論されている。これらウイグル文のものは、本文書以外に比較考察すべきものが幾つかあり、歴史資料として興味あるわけだが、詳細な検討は他日に期したい。ただ、本文書とほぼ同趣旨、同形式のものを Radloff が発表しているにも拘わらず、原文書を調査してみると彼の解説が正しくないことが判明したので、この機会に指摘しておきたい。それは Usp. No.80 文書(T II D 68)である。Radloff は次のように読んでいる<sup>19)</sup>。

Küsükü yil çaqşpt ay altı <sup>(2)</sup>yaŋıqa il buq-a ilçi-kä <sup>(3)</sup>qoluş bilä birkü bir ađ <sup>(4)</sup>at-ni aldın säkiz baqır <sup>(5)</sup>birip toquz-unč kăşik <sup>(6)</sup>-kä tuđzun

文頭文末は問題ないが(2)行から(4)行にかけてが問題で、上記の読みに対し、彼は次のような訳を与えた——“...hat El-Puka für den Eltschi und auf Frist ein Pferd zu liefern gehabt, er hat (dafür) ein Pferd angenommen und acht Bakyr gezahlt, er möge es auf die neunten Reihenfolge anrechnen”。

Radloff は、(3)行目行頭の qoluş を、初見の語だが qolu “die Zeitperiode” に関係ある語だろうとして “die Frist (期限)” と訳したこと、(4)行目行末の語を baqır (銅、貨幣単位)と読んだが、ひどく崩された書き方で bir とさえ読めることなどを付言している。qoluş については、のちに Malov が補足して税目の一種かとしている<sup>20)</sup>。

しかし、私は次のように読めると思う。

<sup>(2)</sup>...il buq-a ilçi-kä <sup>(3)</sup>qoluş bilä biragü bir qap <sup>(4)</sup>bor-ni altın sarıŋ öw <sup>(5)</sup>birip  
 ……「イル・ブガ・イルチ宛。コルシュと合わせて一カブぶどう酒を、アルティン・サ

リク戸が与えてから……]と。このばあいは第9番直につけという。要するに、このイスタンブル文書と全く同趣旨の指令書であることは間違いないであろう。なお、この T II D 68 文書には同じような角印円印が、文末部に計6ヶ捺してある。

(筆者は大阪大学文学部教授)

註

- 1) “Uygurca yazılar arasında”, Türk tarih, arkeologiya ve etnografya dergisi, 1937, III, pp.101—112
- 2) この論文はワシントン大学の Mr. A. T. Arlotto の手で英訳して発表された。
- 3) cf. 山田信夫, ウイグル文売買契約書の書式, 西域文化研究会編「西域文化研究第六」京都, 1963. この論文の補訂: “Uigur Documents of Sale and Loan Contracts brought by Otani Expeditions. Appendix: The Forms of the Uigur Document of Sales Contract” Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko, No.23, 1964 (published in 1967).
- 4) F.W.K. Müller, “Uigurische Glossen”, Ostasiatische Zeitschrift VIII, Berlin, 1920, s.321, 322. 前田直典, 「元代の貨幣単位」, 社会経済史学, 14-4, 1944. pp.11, 13—16.
- 5) 山田, 上掲註(3), 和文 p.54, 英文 pp.107, 108.
- 6) cf. N. Yamada, “Private Seal and Mark on Uighur Documents”, D. Sinor ed., Aspects of Altaic civilization. Bloomington, 1963, pp.253—259.
- 7) W. Radloff, Uigurische Sprachdenkmäler, Materialien nach Tode des Verfassers mit Ergänzungen von S. Malov herausgegeben. Leningrad, 1928. 以下この略号を用いる。
- 8) Usp. No.12, 及びA. von Le Coq, “Kurze Einführung in die uigurische Schriftkunde”. Mitteilungen des Seminars für Orientalische Sprachen XXII, Berlin, 1919, s.108, 109.
- 9) A. v. Le Coq, *ibid.*, s.109, Anmerkungen. なお, cf. A. Grünwedel, Bericht über archäologische Arbeiten in Idikut-schahri und Umgebung in Winter 1902—1903. München, 1905, s.50, Abb. 45, 46.
- 10) W. Radloff, Versuch eines Wörterbuches der Türk-Dialecte. St. -P., 1893. Bd. 3. 796; K. H. Menges, Glossar zu den volkskundlichen Texten aus Ost-Türkistan II. Abh. d. Ak. d. Wiss und d. Lit. in Mainz, Jhg. 1954, Nr.14, s.798; G. Jarring, An Eastern Turki-English Dialect Dictionary. Lund, 1964, p.291.



- 11) Hirth Ms. 1, vol. 5 (Depot. d. ehem. Preuss. Staats-B., Univ. Bibliothek Tübingen). 44a.
- 12) 「火州」に対しては、高昌館訳語来文の一つに qočo と書いてある例がある。qočo という表現は多くの文献で知られていて、「高昌」に相応じる。この来文の場合は意識かもしれない。Karlgrén は火の古音を 'xuá としている (Analytic Dictionary of Chinese and Sino-Japanese, Paris, 1923, No. 117)。
- 13) 山田, 「ウイグル文貸借契約書の書式」, 大阪大学文学部紀要, XI, 1965, p. 120.
- 14) 山田, 上掲註 (13), pp. 92—94.
- 15) B. Atalay, Divanü Lûgat-it-Türk Dizini (Endeks). Ankara, 1943, p. 470. Radloff, 上掲註(10), Bd. 1, 1171, 1799. Jarring, 上掲註 (10), pp. 217, 327.
- 16) 古い文書文献では「順番」の意味で使われている。ふつう kâzik と読まれていた。cf. Türkische Turfan Texte IV, A 11; V, B, 6, 25, 34, 57, 108; C. Brockelman, Mitteltürkischer Wortschatz, Budapest, 1928, s. 107 など。しかしのちのチャガタイ語では「見張り, 番所, 哨兵」など意味する kâšik という語が用いられている。cf. Radloff, 上掲註(10), Bd. 2, 1182; H. Vámbéry, Etymologisches Wörterbuch d. Turko-Tatarischen Sprachen. Leipzig, 1878. No. 109. モンゴル語でも「部分」「分隊」を意味する keseg が現在あるが、怯薛を、「恩恵」などを意味するモンゴル語 kesig に基くとする考えは再検討を要しよう。
- 17) G. J. Ramstedt, Mongolische Briefe aus Idiqut-Schähri bei Turfan. Sitzungberichte d. König. Ak. d. Wiss., XXXII, s. 838—848.
- 18) E. Haenisch, Mongolica der Berliner Turfan-Sammlung. II Mongolische Texte der Berliner Turfan-Sammlung in Faksimile. Abh. d. Deut. Ak. d. Wiss. zu Berlin, Klasse S., L. & K., Jhg. 1959, Nr. 1. B. Verordnungen und Briefe.
- 19) USp. s. 137.
- 20) USp. s. 279. なお Caferoğlu も税の種目に数え、家畜で支払われるものでなからうかと言ったが、その根拠はこの USp No. 80 で、Radloff が at 「馬」と読んだのに基いている。A. Caferoğlu, “Uygurlarda Hukuk ve Maliye İstilahları”, Türkiyat Mecmuası, IV, 1934, p. 40.

語 彙

adın	1-10)	al-	1-5)6)12), 2-4)
aʔiliq	1-18)	alti	1-1)4), 2-5)

イスタンブル大学図書館所蔵東トルキスタン出土文書類

Altin	3-3)	bor	3-3)
altinč	2-1)	borluq	1-4)5)11)13)
altun	1-18)	bu	1-7)10)11)13)22)~26), 2-4)14)
apam	1-15)		~16)
aqa	1-14)	buɣday	2-2)4)
at	1-20)	Buqa	v. Āsān B., Ilči B., Udči B.
ata	1-3)	čam	1-15)16)
Atay	v. Irinkü A.	čao	1-2)6)11)
ay	1-1), 2-1)7), 3-1)	Čaqsiri	2-12)
ädär	1-20)	čaqšaput	3-1)
är	1-4)	čarim	1-15)16)
ärklig	1-9)15)	Čirquš	1-4)
Āsān	1-6)8)12)	Zuaču	2-8)
Āsān Buqa	2-16)	ičkäri	1-18)
ätlä-	1-9)	ikägü	1-6)8)12)
äwtäki	2-12)	iki	2-3)6)
bar	2-11)	Ilči Buqa	1-23)
bäg	1-15), v. Bärki B.	ini	1-14), 2-12)
bägät	1-19)	Ininčkül	2-3)
Bärki Bäg	3-2)	Irinkü Atay	3-2)
bilä	2-10)12)	iši	1-16)
bir	1-18)19), 2-6), 3-3)	it	2-1), 3-1)
bir-	1-13)19)20), 2-8)9)10)11)13), 3-4)	käšik	3-5)
birägü	3-3)	kärgäk	1-2), 2-2)
birök	1-15)	kim	1-14), 2-9)
biš	2-8)	kiši	1-10), 2-6)7)
bišinč	1-1), 3-4)	köm-	1-4)
bit-	1-27), 2-17)	köni	2-13)
bitig	1-10)	küč	1-16)
biz	1-12)	kümüš	1-19)
bol-	1-2)9)14), 2-3)11)	kün	1-7)8)11), 2-9)10)
		maɣa	1-1)3)4), 2-2)

イスタンブル大学図書館所蔵東トルキスタン出土文書類

mä	1-14)	toʻyuru	1-7)
män	1-13)22)~27), 2-9)10)11)14)~ 17)	tomliḍu	1-7)
minčä	1-7)	toʻyuz	1-1)
miŋ	1-7)	toquz	3-1)
nīšan	1-22)~26), 2-14)~16)	Toyin	2-13)15)
ol	1-22)~26), 2-9)14)~16)	tut-	1-16), 3-5)
on	1-1)4), 2-5)7)	tükäl	1-12)13)
öŋdün	1-5)	tümän	1-8)
ötkürü	1-10)	Udči	1-25)
öw(öy?)	3-4)	Udči Buqa	1-6)8)12)
öz	1-9)27), 2-17)	uluŋ	1-18)
Qalimtu	2-2)14)17)	Utmuš	1-26)
qap	3-3)	Ur Qaya	1-24)
qatun	2-6)	ülüş	1-3)
Qaya	v. Ur Q.	yalawač	1-16)
qil-	1-11)15)17)	yaŋi	2-1), 3-1)
qizŋut	1-20)	yarat-	2-6)
sana-	1-12)13)	yaraš-	1-20)
sat-	1-7)10)	yarim	1-5), 2-3)
satīŋ	1-11)	yastuq	1-2)6)18)19)
siŋar	1-5)	yašlīŋ	2-5)
söz	1-20)	yat	1-16)
süü	1-18)	yägrmi	2-5)
taŋar	2-4)	yil	1-1)8), 2-1), 3-1)
taŋay	1-14)	yi-	1-9)
tanuq	1-23)~26), 2-13)15)16)	yigän	1-14)
tapla-	1-9)10)	yiti	2-1)
Taysaŋ	1-3)	yitinč	2-7)
täg-	1-3)4)	yol	1-13)
tägur-	2-8)	yoq	2-11)
tär	2-10)	yori-	1-21)
Tärbiš	1-1)13)22)27)	yuŋlaŋ	1-2)
		yüz	1-6)

The image shows a fragment of an ancient document, likely a loan contract for wheat, written in an old script (Sogdian or Khotanese). The text is arranged in approximately 15 horizontal lines. The document is heavily damaged, with significant tearing and missing sections, particularly at the top and bottom edges. The ink is dark and somewhat faded, and the paper is aged and discolored. The script is cursive and difficult to decipher without specialized knowledge. The overall appearance is that of a well-preserved but clearly worn historical artifact.

第1図 小麦借用文書[Plate. 1 Loan Contract of Wheat]



第2図 公文書（番直指令書）[Plate. 2 Official document (Instruction to keep guard)]